

行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

行政文書管理規程の一部を改正する訓令

行政文書管理規程（平成11年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第31条関係）			別表（第31条関係）		
文書記号			文書記号		
1 本庁			1 本庁		
部局等	課 等	記 号	部局等	課 等	記 号
[略]			[略]		
政策地域部	[略] NPO・文化国際課 <u>国体推進課</u> 地域振興室	[略] N文 <u>国体</u> 地振	政策地域部	[略] NPO・文化国際課  地域振興室 <u>国体室</u>	[略] N文  地振 <u>国体</u>
環境生活部	[略] <u>産業廃棄物不法投棄</u> 緊急特別対策室	[略] 産特	環境生活部	[略] <u>廃棄物特別対策室</u>	[略] <u>廃</u>
[略]			[略]		
2 [略]			2 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。